デイサービスセンター
にらがわの里

重要事項説明書
契約書
個人情報の取り扱いについて

利用者：　　様

介護予防・日常生活支援総合事業

第１号通所事業（介護予防通所介護相当事業）

契約書別紙（兼重要事項説明書）

１．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 圓会
主たる事務所の所在地	〒３７３－００２４　太田市上小林町１４６５－１
代表者（職名・氏名）	理事長　園田　哲男
設　立　年　月　日	平成７年３月４日
電　　話　　番　　号	０２７６－２５－５６６６

２．ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	デイサービスセンターにらがわの里	
サ ー ビ ス の 種 類	第１号通所事業（介護予防通所介護相当）	
事 業 所 の 所 在 地	〒３７３－００２４　太田市上小林町１４６５－１	
電　　話　　番　　号	０２７６－２５－５６６８	
指定年月日・事業所番号	平成１２年３月１日指定	１０７０５００３６６
実施単位・利用定員	１単位	定員３０人
通常の事業の実施地域	太田市(毛里田地区、韮川地区、休泊地区、太田地区、九合地区、鳥之郷地区) 足利市（中川町、南大町、西新井町、里矢場町、堀込町、新宿町、藤本町）	

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

４．提供するサービスの内容

第１号通所事業は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター）に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

５．営業日時

営 業 日	月曜日から土曜日まで ただし、日曜日及び年始（1月1日～1月3日）を除きます。
営業時間	午前８時３０分から午後５時３０分まで
サービス 提供時間	午前８時３０分から午後５時まで
	延長時間は、午前７時３０分から午前８時３０分まで 及び 午後５時３０分から午後８時３０分まで とします。

６．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤　３人(兼務３人)
看護職員	常勤　２人(兼務２人)、非常勤　２人(兼務２人)
介護職員	常勤　８人(兼務３人)、非常勤　３人
機能訓練指導員	常勤　３人(兼務２人)、非常勤　２人(兼務２人)

※職員の配置状況は、ご利用者及び職員の状況により変わることがあります。

７．利用料

利用者負担額は、原則として介護保険１割負担費用（一定以上の所得のある方は、2割そのうちさらに 所得の高い層は3割負担）とその他費用の合計が利用料金となります。
＊世帯収入により自己負担費用が異なります。詳しくはお住いの市町村窓口にお尋ねください。

（１）基本サービス【介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス】

（地域単価：1単位=10.14円）

区分	対象者	要件・単位数
通所型サービス1	要支援：１	１，７９８単位/月
通所型サービス2	要支援：２	３，６２１単位/月

（2）要件を満たす場合に基本利用料に加算される加算

（地域単価：1 単位=10.14 円）

加算の項目	対象者	算定・単位数
若年性認知症利用者受入加算	要支援：１・２	２４０単位/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援：１	８８単位/月
	要支援：２	１７６単位/月
介護職員処遇改善加算Ⅰロ	要支援：１	単位/月（総単位数：１２．０％）
	要支援：２	単位/月（総単位数：１２．０％）

※ 当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算：介護予防通所介護相当】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が減算されます。

減算の種類	対象者	減算・単位数
同一建物減算	要支援：１	３７６単位/月
	要支援：２	７５２単位/月
利用者の数が利用者定員を超える場合又は看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	要支援：１	７０/１００単位/月（総単位数に対し70/100）
	要支援：２	
送迎減算	要支援：１・２	４７単位/月

（２）その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、１時間につき２,０００円の延長料金をいただきます。
食　費	食事の提供を受けた場合、１回につき６８０円の食費をいただきます。 また、延長利用中の食事の提供を受けた場合は下記の通りになります。 ・朝食(午前７時３０分～午前８時３０分)　４８０円 ・夕食(午後６時～午後７時)　５３０円
おむつ代	おむつ等の提供を受けた場合、下記の通り実費をいただきます。 ・紙パンツ：Ｌサイズ　１枚　８０円　Mサイズ　１枚　７０円 ・紙おむつ：Ｌサイズ　１枚　８０円　Mサイズ　１枚　７０円 Ｓサイズ　１枚　６０円 ・尿とりパッド：１枚　２０円
そ の 他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。 また、利用者のご希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加された場合について、費用の実費をいただきます。

（３）キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただく場合がございます。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。また、介護予防通所介護相当サービスは、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	無　料
利用予定日の当日	サービス利用料の５０％の額

※　介護利用料金は、自己負担分（１割）ではなくサービス利用料（１０割）となります。

※　サービス利用の変更・追加の申し出に対し、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

（４）支払い方法

上記（１）から（３）までの利用料（利用者負担分の金額）は、１ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、現金払いの場合は、お支払いを受けた当日に領収書を差し上げます。それ以外のお支払いの場合は、次月の請求書と同封にて差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	足利小山信用金庫韮川支店並びに群馬銀行の口座は、サービスを利用した月の翌月２５日（祝休日の場合は翌営業日）に、 上記以外の金融機関口座は、サービスを利用した月の翌月２７日（祝休日の場合は翌営業日）にご指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 金融機関：足利小山信用金庫　韮川支店　普通口座　００１４７４６ 名義：社会福祉法人圓会デイサービスセンター　施設長高田進 カナ：フク)マドカカイデイサービスセンター　シセツチョウタカダススム
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

８．緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 （家族等）	氏名（利用者との続柄） 電話番号	

９．事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び太田市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

１０．苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号　０２７６－２５－５６６８ 苦情解決責任者　施設長

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号 ０２７－２９０－１３２３
	太田市介護サービス課	電話番号 ０２７６－４７－１９３９
	栃木県国民保険団体連合会	電話番号 ０２８－６２２－７２４２
	足利市介護保険課	電話番号 ０２８４－２０－２１３６

１１．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

（１）サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。

（２）複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。

（３）体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

１２．非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

１３．福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内容
(1) 実施の有無	有 ・ (無)
(2) 実施年月日(直近実施日)	令和　　年　　月　　日
(3) 実施した評価機関	
(4) 評価結果の開示状況	

介護予防・日常生活支援総合事業第１号事業契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人圓会 デイサービスセンターにらがわの里 理事長 園田哲男（以下「事業者」という。）は、事業者が提供するサービスの利用等について、以下のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第１条　事業者は、介護保険法（平成９年法律第 123 号）その他関係法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

第１号通所事業【介護予防通所介護相当】（「契約書別紙（兼重要事項説明書）」）

（契約期間）

第２条　この契約の期間は、以下のとおりとします。

令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日

２　上記契約期間満了日までに利用者から契約更新しない旨の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画の作成及び変更）

第３条　事業者は、必要に応じて利用者の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の介護予防サービス計画書または介護予防マネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という。）の内容に沿って、サービスの目標及び目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した個別サービス計画を作成します。個別サービス計画の作成に当たっては、事業者はその内容を利用者に説明して同意を得、交付します。

２　事業者は、計画実施状況の把握を適切に行い、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記載した記録を作成し、利用者に説明の上、交付します。

（提供するサービスの内容及びその変更）

第４条　事業者が提供するサービスのうち、利用者が利用するサービスの内容、利用回数、利用料は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。

２　利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。この申し出があった場合、当該変更が介護予防ケアプランの範囲内で可能であり、第１条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

３　事業者は、利用者が介護予防ケアプランの変更を希望する場合は、速やかに地域包括支援センターに連絡するなど必要な援助を行います。

４　事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、そのサービスの内容及び利用料を具体的に説明し、利用者の同意を得ます。

（利用料等の支払い）
第５条　利用者は、事業者からサービスの提供を受けたときは、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」の記載に従い、事業者に対し、利用者負担金を支払います。
２　利用料の請求や支払方法は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」のとおりです。
３　利用者が、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載の期日までにサービス利用の中止を申し入れなかった場合、利用者は事業者へキャンセル料を支払うものとします。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

（利用料の変更）
第６条　事業者は、介護保険法その他関係法令の改正により、利用料の利用者負担金に変更が生じた場合は、利用者に対し速やかに変更の時期及び変更後の金額を説明の上、変更後の利用者負担金を請求することができるものとします。ただし、利用者は、この変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（利用料の滞納）
第７条　利用者が正当な理由なく事業者に支払うべき利用者負担金を２ヶ月分以上滞納した場合は、事業者は、利用者に対し、１ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがないときはこの契約を解約する旨の催告をすることができます。
２　事業者は、前項の催告をした場合には、担当の地域包括支援センター及び太田市と連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。
３　事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第１項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解約することができます。

（利用者の解約権）
第８条　利用者は、７日以上の予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
２　利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解約できます。
(1)　事業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にもかかわらず、これを提供しようとしない場合
(2)　事業者が、第１２条に定める守秘義務に違反した場合
(3)　事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合

（事業者の解約権）
第９条　事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により２週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができます。
(1)　利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合
(2)　利用者が事業者の通常の事業（又は送迎）の実施地域外に転居し、事業者においてサー

ビスの提供の継続が困難であると見込まれる場合

２　事業者は、前項によりこの契約を解約する場合には、担当の地域包括支援センター等に連絡を取り、解約後も利用者の健康や生命に支障のないよう、必要な措置を講じます。

（契約の終了）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は終了します。

(1)　第２条第２項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合

(2)　第８条第１項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(3)　第６条もしくは第８条第２項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合

(4)　第７条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされた場合

(5)　第９条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

(6)　利用者が介護保険施設へ入所した場合

(7)　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、又は介護予防認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合

(8)　利用者の要介護状態区分が要介護となった場合

(9)　利用者が死亡した場合

（損害賠償）

第１１条　事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業者の責任を問えない場合はこの限りではありません。

２　前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します。

３　利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、賠償額を減額することができます。

（守秘義務）

第１２条　事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。

２　事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。

３　事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、介護保険法第２３条に基づくもののほか、利用者の介護予防ケアプラン立案のためのサービス担当者会議並びに地域包括支援センター及び介護予防サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。

４　第１項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律 124 号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

（苦情処理）

第１３条　利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに苦情がある場合は、「契約書別紙（兼重要事項説明書）」に記載された事業者の相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。

２　事業者は、提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上及び改善に努めます。

３　事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（サービス内容等の記録の作成及び保存）

第１４条　事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結の日から５年間保存します。

２　利用者及び利用者の後見人（必要に応じ利用者の家族を含む）は、事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧及び複写を求めることができます。ただし、複写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

３　事業者は、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、第１項の記録の写しを交付することができるものとします。

（契約外条項）

第１５条　本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

個人情報の取り扱いについて

当事業所は、ご利用者及びそのご関係者の個人情報について、個人情報規程に基づき厳重に取り扱います。事業所が知り得たご利用者及びそのご関係者の個人情報については、第三者に故意または過失により開示・公表・提供または漏えい更に、自ら使用しないことを誓約いたします。（詳細は個人情報に関する基本方針を参照）また、ご利用者の生活が快適に送れますよう、行事・レクリエーション活動等での写真、作品の作成者名等を、一部施設内での掲示や、利用者にわかりやすいよう使用されている私物や座席の名札プレート、食事札、下駄箱に個人名を記載しております。この掲示内容に関して、ご利用者ご本人またはご家族等より削除の求めがあれば、直ちに掲示内容を削除いたします。（詳細は個人情報に関する基本方針を参照）

（個人情報に関する基本方針）

社会福祉法人圓会（以下「法人」という。）は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの重大な責務と考えます。法人は、保有する利用者等の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努力するとともに、広く社会からに信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関する関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることをここに宣言します。

記

（１）個人情報の適切な取得、管理、利用、開示、委託

① 個人情報の取得にあたり、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を取得し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。

② 個人情報の取得・利用・第三者への提供にあたり本人の同意を得ることとします。

③ 法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託に当たり、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ個人情報に係る契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督をします。

（２）個人情報の安全性確保の措置

① 法人は、個人情報保護の取り組みを、全役職員に周知徹底させるために、個人情報に関する規則類を整備し、必要な教育を継続的に行います。

② 個人情報への不正アクセス、個人情報の漏洩、滅失、またはき損の予防及び是正のため、法人内において規則類を整備し、安全対策に努めます。

（３）個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者への停止等への対応

法人は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者への提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。これらを希望される場合には、下記までお問い合わせ下さい。

＜個人情報相談窓口＞　　TEL　０２７６－２５－５６６６

契約締結書

私、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ は、デイサービスセンターにらがわの里（以下、「事業者」といいます）が利用者に対して行う指定通所介護について、下記の書類の内容について、説明を受け、内容に同意し、契約を締結しました。

☐ 重要事項説明書
☐ 契約書
☐ 個人情報の取り扱いについて

本契約の成立を証するため、本書２通を作成し、利用者、事業者双方が記名の上、各１通を保有するものとします。

契約締結日　令和　　年　　月　　日

利用者　　＜氏　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

身元保証人等　　＜氏　名＞ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＜続柄＞ ＿＿＿＿＿

事業者　＜住　所＞　　〒３７０－００２４　群馬県太田市上小林町１４６５－１

＜事業者名＞　デイサービスセンターにらがわの里

＜代表者名＞　理事長　　園田　哲男　　㊞